

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

人工肛門・人工ぼうこうの方のための医療講演会

☑ 5月14日(土)午後1時〜2時
所 身体障害者福祉センター
(西区二十四軒2の6)。
対 人工肛門・人工ぼうこうの方とその家族。

☑ **詳細** 身体障害者福祉協会
(641) 8853

**身体障害者福祉センター
臨時休館**

設備など改修工事のため、臨時休館します。

☑ 7月1日(金)〜11月30日(水)。

☑ **詳細** 身体障害者福祉センター
1(西区二十四軒2の6) ☑
(641) 8850

**在宅福祉サービス協会
協力員登録説明会・研修会**



☑ 高齢者や障がいのある方などへの家事援助などを行う協力員登録のための説明会と研修会。活動謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)。
☑ **日定** ① 5月18日(水)、② 6月15日(水)。いずれも午前10時〜午

後3時。各80人。
☑ ①は千100円、②は千円(来
年3月までの分。登録者のみ
当日納入)。

☑ ①は5月11日(水)、②は6月
8日(水)から。☑ **先着**

☑ **申込先詳細** 在宅福祉サービ
ス協会(リンケージプラザ内/
15階) ☑ (272) 4440、HP



国民健康保険

☑ **加入漏れにご注意ください**

協会けんぽや共済組合など、
国保以外の公的医療保険に本
人として加入していた方が、
後期高齢者医療制度に移行し
た場合、その被扶養者だった
方は、他の家族の扶養に入る
場合を除き、国保の加入手続
が必要となります。

☑ **所得申告書の提出を**

国民健康保険と後期高齢者
医療制度の保険料は、前年の
所得に基づいて算定します。
税の申告をした方や所得税が
源泉徴収された方はその所得
を基に算定しますが、それ以
外の方は保険料算定のための
所得申告書を提出していただ
きます。申告書が送られてき
た方は、国民健康保険は5月
12日(水)、後期高齢者医療制度
は18日(水)までに必ず提出し
てください。

☑ **詳細** 区役所(1階)の保険年
金課
国民年金

☑ **学生の皆さんへ**

大学、大学院、短大、高等
学校、高等専門学校、専修学
校、各種学校の昼間・夜間・
定時制課程の20歳以上の学生
で、保険料の支払いが困難な
場合、本人の所得が一定以下
であれば、学生間の支払い
が猶予される学生納付特例制
度があります(手続きは毎年
度必要)。

承認された期間は年金の受
給資格期間になり、10年以内
であればさかのぼって保険料
を納付できます(3年度目以
降に納付する場合は、当時の

**65歳以上の公的年金受給者の方の
個人市・道民税の納付方法**

対象の方は、公的年金から個人市・道民税(住民税)が特別
徴収(天引き)されます。詳しくは、6月中旬に発送する通知
書をご覧ください。

☑ **対象者** 前年中に公的年金を受給している、23年4月1日時
点で65歳以上の方。☑ 介護保険料が年金から天引きされて
いない方、1月1日以降に市外へ転出された方などを除く

☑ **対象税額** 年金所得に対する住民税額。☑ 年金以外の所得
に対する住民税は、従来通り納税通知書で納めていただ
きます

☑ **天引きの時期と方法**

| 年金 受給月 | 前年度から年金天引きが | |
|-----------|----------------------------|-----------------------|
| | ① 継続している方 | ② 継続していない方 |
| 4月 | 2月分と同額を各月の年 金から天引き(仮徴収) | 2分の1相当額を納税 通知書で納付 |
| 6月・8月 | | |
| 10月・12月 | 仮徴収分を除いた額を年 金から天引き(本徴収) | 残り2分の1相当額を 年金から天引き |
| 来年2月 | | |

☑ **詳細** 市税事務所(下表)の市民税課



税金

☑ **家屋実地調査にご協力を**

固定資産税の評価額を算出
するため、今年新築・増築・
改築された家屋(車庫・物置
を含む)を対象に実地調査を

保険料に加算が付きます)。
希望する方は、年金手帳、
印鑑(シヤチハタ不可、本人
自署の場合は不要)、学生証
または在学証明書、前年度の
所得証明書(本人に前年所得
がある場合のみ)を持参し、
お住まいの区の区役所年金係
へ申請してください。

☑ **詳細** 区役所(1階)の保険年
金課

行っています。所有者の方に
は、間取りや使用資料を見せ
ていただきますので、ご協力
ください。

☑ **省エネ改修工事を行った住
宅の固定資産税を減額**

平成20年1月1日以前に建
てられた住宅(賃貸住宅を除
く)で、20年4月1日〜25年
3月31日に30万円以上の一定
の省エネ改修工事(窓の断熱
工事必須)を行い、省エネ基
準に適合することとなった場
合、翌年度の固定資産税が減
額されます。工事完了後3カ
月以内に、必要書類を添付し
て資産のある区を担当する市
税事務所に申告してください。
☑ **詳細** 市税事務所(左表)の固
定資産税課

☑ **問い合わせ先**

| 区 | 市税事務所・所在地 | 電話番号 | | |
|--------------|----------------------------------|----------|----------|----------|
| | | 市民税課 | 固定資産税課 | 納税課 |
| 中央区 | 中央(中央区北2東4 サッポロファクト リー2条館) | 211-3914 | 211-3918 | 211-3913 |
| 北・東区 | 北部(中央区北4西 5アステイ45) | 207-3914 | 207-3918 | 207-3913 |
| 白石・ 厚別区 | 東部(厚別区大谷地 東2交通局庁舎) | 802-3914 | 802-3918 | 802-3913 |
| 豊平・清 田・南区 | 南部(豊平区平岸5 の8イースト平岸) | 824-3914 | 824-3918 | 824-3913 |
| 西・ 手稲区 | 西部(西区琴似3の 1コトニ3・1ビル) | 618-3914 | 618-3918 | 618-3913 |

☑ **インターネット公売**
差し押さえた動産を売却し